

令和3年度事業計画

総務関係事項

- R3.4.26 第1回理事会を開催し、定時会員総会に付議する案件等を審議する予定であったが新型コロナウイルスの感染拡大により、緊急事態宣言が出されたことから書面での開催とする。
- R3.5.17 監事による監査を受ける。
- R3.6.4 第2回理事会を開催し、定時会員総会に付議する案件の総括審議等を行う。
- R3.6.4 定時会員総会を開催し、令和2年度事業報告及び決算、令和3年度事業計画及び予算、令和3年度の会費・賛助費の額及び徴収方法等について審議とともに、第3回理事会において役員の一部改選を行う。
- R4.2月 第4回理事会を開催し、令和4年度事業計画及び予算案等を審議する。

業務関係事項

1 農林水産省補助事業

(1) 施設園芸等燃油価格高騰対策（平成24年度補正予算国庫補助事業、継続）

省エネルギー等推進に関する計画を策定し、当該計画で10a当たり燃油使用量又は生産物1トン当たりの燃油使用量の15%以上の削減等に取り組む産地に対して、以下の支援を実施する。

① 施設園芸セーフティネット構築事業

農業者と国の拠出により資金を造成し、施設園芸用の燃油価格が一定水準以上に上昇した場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援する。

② 茶セーフティネット構築事業

農業者と国の拠出により資金を造成し、茶加工用の燃油価格が一定水準以上に上昇した場合に補てん金を交付するセーフティネットの構築を支援する。

③ 推進事業

①～②の事業を適正かつ円滑に実施するために、事業主体又は都道府県等に設立された協議会（以下「県協議会」という。）が行う推進・指導、交付事務等を支援する。

協会は、平成24年度から本対策の事業主体として、国からの拠出を受けて造成した資金の管理を行うとともに、県協議会からの事業実施計画、省エネ推進計画の承認申請について、審査委員会を開催して審査を行い、計画の承認、県協議会への補助金の交付等を行ってきたところであり、本対策は令和元事業年度を終了年度としていたところである。しかしながら、本対策の重要性に鑑み、令和4年事業年度まで3年間延長されることとなった。

これに伴い制度改正がなされ、本対策の事業年度が7月から6月までの1年間となっている。また、令和2年11月に行われた行政改革推進会議の「秋のレビュー」で、「近年の発動状況、基金造成 以降の経済状況・社会状況の変化等を踏まえたうえで、精度の高い事業見込みを検討し、保有額 や保有割合の適正性を精査すべきである。精査 の結果、余剰資金が生じる場合には、余剰資金は 国庫返納すべきである。」との指摘を受け、本年度内に使用見込み額の精査を実施することとなった。

(2) スマートグリーンハウスへの転換推進（令和2年度予算国庫補助事業、継続）

農林水産省では、既存ハウスも活用しながら、データを活用した施設園芸（スマートグリーンハウス）への転換を促進するため、生産性・収益性の向上につながる体制作り、ノウハウの分析・情報発信などの取り組みを支援することとしている。既存ハウスも活用しながら、データを活用した施設園芸（スマートグリーンハウス）への転換を促進するため、生産性・収益性の向上につながる体制作り、ノウハウの分析・情報発信などの取り組みを支援することとしている。

当協会では、農林水産省の公募に応募し、本事業の実施主体として採択されたので、以下の事業を実施する。

- ① データ駆動型施設園芸の発展に向けた産地の取り組みやノウハウに関する調査・分析の実施
- ② 施設園芸の設置コスト・ランニングコストの低減手法の調査・分析
- ③ データ駆動型施設園芸に関するセミナーの開催や、農業者等への情報発信

(3) 農林水産データ管理・活用基盤強化事業（令和3年度予算国庫補助事業、新規）

農林水産省では、農機・機器メーカーやICTベンダー、業界団体、研究機関等が行う、農業データを連携・共有するための環境整備を支援することとしている。

施設園芸分野においても、画像センシング、環境・作業モニタリング、環境制御、栽培データ活用、経営データ管理等において、スマート化のシステムやツールの導入が進んでいる中で、先進的な地域等でデータの共有化への取組も始まっている。

当協会では、農研機構や関係団体と連携して、農林水産省の公募に応募し、本事業の実施主体として採択されたので、以下の事業を実施する。

- ①協調データ項目の特定・拡大、データ形式の標準化
- ②A P I の標準的な仕様の整備、接続検証
- ③データの利用権限等の取扱ルールの策定

等について、施設園芸分野に係る調査・分析、データ特定、API仕様検討、接続検証、ルール作成。

2 施設園芸・植物工場展2021（GPEC）の開催

施設園芸・植物工場の機器や資材、新技術等に関する専門展示会として2年に1回開催している「施設園芸・植物工場展」（GPEC）について、令和2年度は新型コロナ

ウイルス感染症の影響で中止・延期することとしたが、今年度は、「未来につなげるNIPPON農業」をスローガンとして、施設園芸の盛んな愛知県で以下のように実施する。具体的には、最新の機器、資材、技術等の展示、日本型大型（1ha）モデルハウス実証・支援事業、次世代施設園芸等国の関係施策の展示の他、専門家による技術、経営、融資等についての個別相談会の開催、先進的農業者や専門家、関係省庁によるセミナーを実施する。

後援：農林水産省、経済産業省、愛知県等9機関

協賛：オランダ大使館等約50団体（予定）

期間：令和3年7月14～16日

場所：Aichi Sky Expo（愛知県国際展示場）

3 施設園芸技術セミナー

(1) 施設園芸新技術セミナー・機器資材展の開催（地域セミナー）

施設園芸農家、現地指導者を対象にして、施設園芸に関する新技術や機器資材、先進的経営等に関するセミナー・展示会について、9月～10月の開催を目途に検討する。

(2) 施設園芸総合セミナー・機器資材展の開催

施設園芸に関する最新技術の研究成果、先進的な経営等に関するセミナー・展示会を、全国の行政・普及・研究関係者、生産者・生産者団体、事業者等を対象にして、令和3年6月（第42回：機器資材展中止、セミナーWEB開催（6月10日～6月25日）及び令和4年2月（第43回）に東京において開催する。

4 施設園芸技術講座の実施及び今後の技術講座の在り方

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、施設園芸初級講座は中止。また、施設園芸技術中級講座及び資格試験（指導士・指導士補）については、大幅な人数の制約のもとで実施した。こうした状況の中で、今年度の施設園芸技術講座については、新型コロナウイルス感染症の影響が不透明な状況にあるものの、WEBを活用して施設園芸技術初級講座を開催する（農研機構野菜花き研究部門との共催）。また、施設園芸技術中級講座及び施設園芸技術指導士・指導士補に係る資格試験については、今年度、中止することとし、今後の技術講座の在り方を検討した上で、令和4年度より新たに実施する。

(1) 施設園芸技術初級講座

施設園芸全般にわたる技術の基礎の取得を目的として、会員企業の社員等を対象に5月27日～6月9日（視聴期間予定）にWEBを活用して実施する。

(2) 施設園芸技術中級講座（施設園芸技術指導士補の資格試験と資格授与）及び、施設園芸技術指導士の資格試験と資格授与

令和3年度は実施しない。

(3) 施設園芸に係る今後の技術講座の在り方について検討

施設園芸協会会員、技術講座講師、資格認定検討会委員、学識経験者等により、從

来の会員企業向けに加え、農業者（農業生産法人等）や営農指導関係者（農業団体職員等）の研修手段として活用できるように、講座の種類、オンライン化、カリキュラム、人数、参加経費、資格授与等について検討し、令和4年度以降の技術講座に反映する。

5 海外施設園芸現地研修

海外の施設園芸事情についての現地研修については、令和3年度は11月中～下旬に韓国（予定）で実施する方向で検討していたものの、政府の緊急事態宣言の期間延長及び区域変更など国内外の新型コロナウイルス感染症の影響が不透明な状況にあることから中止の予定。

6 国内園芸施設・産地現地研修

国内の先進的な施設園芸技術・経営などについての研修を生産者施設等で12月頃に実施する。新型コロナウイルス感染症の影響をみて、WEBによるバーチャル現地研修の開催も合わせて検討する。

7 園芸用プラスチック適正処理対策事業

農業用使用済プラスチックの適正処理推進のため、適正処理対策委員会を設置し、ワーキンググループの活動を進めるなかで次の事業を実施する。

- (1) 各ブロック協議会・都道府県協議会等の活動を支援するとともに適正処理を促進するための情報発信・助言を行う。
- (2) 農業用廃プラの回収・処理状況を把握し、関係者との課題の検討・協議を通じてリサイクルに向けた適正処理の改善・拡充を図る。
- (3) パンフレット・手引等普及促進資材の配布およびパネル展示等により適正処理の意識啓発を図る。
- (4) 各ブロック協議会等の適正処理の普及・啓発活動に対して助成する。

8 日本型大型（1ha）モデルハウス実証・支援事業

大型ハウスの高機能・低コスト化を推進するため、平成30年度に「日本型大型（1ha）モデルハウス仕様」を策定し、令和元年度には「日本型大型（1ha）モデルハウス実証・支援事業」として、賛同支援会員による実証・支援分科会を設置し、実施方法書を整えて事業の広報と実証協力生産者の募集を開始した。令和2年度は、先進的な農業情報の発信に力を入れている広報関係機関と連携して、広報活動を推進するとともに、会員企業の協力を得て、参考モデルハウスとして現地検討会等を実施した。

令和3年度は、引き続き、実証協力生産者を募集し、実証ハウスの選定に向けた取り組みを推進するとともに、GPECにおける主催者展示や様々な広報媒体を利用してPRを実施する。また、モデルハウス仕様書や実施方法書をベースに「日本型大型（1ha）モデルハウスの標準的な設計仕様書（暫定版）」を作成する。

9 コンサルタント活動

構造診断指導委員会による園芸施設の構造診断指導、温室効果ガスの排出削減と石油使用量の削減を進めるため温風暖房機及びヒートポンプについて熱効率等の性能・省エネルギー効果を評価する格付、園芸施設の新規導入・栽培技術改善などについてのコンサルティング、施設園芸資材に関する性能試験の公的試験研究機関への試験委託、会員の生産・販売する新しい資材について推奨品としての認定等を行う。

10 情報提供事業

(1) 研修会・セミナー等の開催

施設園芸を取りまく諸情勢や技術的な課題に関するセミナー、園芸関係政府予算案の説明会等をWEBも活用しながら開催する。特に、データ駆動型農業の展開やみどりの食料システム戦略等における施設園芸施策の方向について、農林水産省関係者との意見交換会の開催を検討する（9月～10月頃）。

(2) 機関誌「施設と園芸」の刊行

機関誌「施設と園芸」を令和3年度に年4回刊行し、会員等には無料配布する。

(3) 施設園芸ニュースレターの発行（メールマガジン化）

会員等に最近の施設園芸にかかるニュースを適時に伝えるため、「施設園芸ニュースレター」をこれまでの冊子を止めて、メール配信として、年6回発行する。

(4) 会員・施設園芸生産者やその他関係者向けの情報発信の迅速化

Twitter、YouTube等を利用した定期的発信。

(5) ホームページでの情報公開サービスの充実

協会のホームページについては、「会員専用ページ」や「施設園芸技術指導士の部屋」における内容の充実を図る。

(6) その他の資料の販売・刊行

施設園芸関係の各資料を刊行するとともに、既に刊行している資料を必要に応じて増刷する。また、WEB上での公開、販売について検討する。

11 協賛等

農林水産祭等への賛助会費等を支出する。

12 協議会事業受託

野菜流通カット協議会が農林水産省の助成を受けて実施する事業（水田農業高収益作物導入推進事業（全国推進））に係る事務について、協議会の事務局として実施する。

13 その他

(1) 日本施設園芸協会50周年に向けた準備

令和4年11月30日に協会が50周年を迎えるに当たって、記念事業の準備を進める。

(2) 協会会員の確保

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を克服して、今後の施設園芸の発展に資する重要な年度となる中で、令和4年に協会の設立50年という節目の年を迎えることから、協会事業の抜本的な見直しを図ることとしている。こうした状況を踏まえ、会員の確保を図るため、施設園芸に関わる資材別、地域別に有力な会員候補に向けて、行動計画を策定して、会員企業の協力のもと入会活動を推進する。

(以上)